

塩尻市障がい福祉人材育成支援事業補助金

塩尻市では、市内の障がい福祉サービス事業所の人材育成のため、障がい福祉にかかる研修の受講に要する費用の一部を補助します。

対象者

市内の障がい福祉サービス事業所に勤務している職員

補助の対象となる研修

- ・居宅介護職員初任者研修
- ・強度行動障がい支援者基礎研修
- ・強度行動障がい支援者実践研修
- ・長野県サービス管理責任者基礎研修
- ・長野県サービス管理責任者実践研修
- ・長野県児童発達支援管理責任者養成基礎研修
- ・長野県児童発達支援管理責任者実践研修
- ・長野県相談支援従事者初任者研修
- ・長野県相談支援従事者現任研修
- ・長野県相談支援従事者主任研修

補助額

対象の研修ごと、経費の3/10以内、最大**30,000円**

※補助金の額は1,000円未満切り捨てとなります。

※補助金の交付は、対象となる研修ごと1回限りとなります。

申請方法

研修のお申込み後、「**申請書**」と「**受講する研修の内容が分かる書類**」を市福祉支援課へ提出してください。

(申請書は福祉支援課窓口または市ホームページからダウンロードできます。)

注意事項

研修終了後、「**実績報告書**」と「**研修の領収書等**」の提出が必要となります。



○問い合わせ・申請先

塩尻市 福祉支援課 障がい福祉係
電話:0263-52-0280(内線2116)

市ホームページは
こちら

